

藤井正大法律事務所

□ 弁護士 藤 井 正 大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□ 弁護士 山 口 枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デパート2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください（メール配信も可能です）。

No.126(R1.10.15) 結婚して姓が変わった者が実父母の墓を承継できるのですか。

A: 結婚して姓が変わった者でも「祭祀承継者」になれば、実父母の墓を承継できます。

★ 「祭祀承継者」とは、祭具や墳墓の所有権を承継するとされている者です。通常の遺産相続とは区別されます。先ず、被相続人（本件では実父母）の指定する者であればその者が、その指定がなければ慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべきとされている者が、その慣習もなければ家庭裁判所の指定する者が「祭祀承継者」になります（民法897条）。



○ 祭祀承継者として墓やその使用権を承継した者は、一般的には霊園や寺院等の墓地所有者に承継に関する届出をする必要が出てきますが、その場合は、通常は墓地管理規則等に従う必要があります。それに伴い、その規則等に従った墓地管理料などの支払いも必要になってきます。

■ 問題は、「一墓石一家名」という管理規則や慣習がある場合です。多くの寺院や霊園では墓石に家名を併記することを禁じているのが実態なようで、それに宗教問題も絡んでくるので、簡単にはいきません。結婚して姓が変わった者が「祭祀承継者」になる場合にはこのような問題があることも認識しておく必要があると思います。

（次回の話題）息子が数年間海外で仕事をしている間だけその居宅を他人に賃貸したいのですが、戻ってきたときに確実に明渡してもらえる方法がありますか。

(R1.11.1予定)